

## 市税条例等の改正

地方税法等の改正に伴い、東松山市税条例等の改正が行われました。

### <商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整の特例措置>

景気回復を後押しするため、令和4年度分の商業地等における負担調整措置による課税標準額の上昇幅（評価額の5%）を、評価額の2.5%に軽減しました。

### <貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置>

都市流域における浸水の拡大を抑制するため、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に県知事の指定を受けた土地に係る課税標準額を、当該指定を受けてから最初の3年度分について4分の3の額としました。

### <上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し>

上場株式等の配当所得等について、現行では所得税と個人住民税で異なる課税方式（申告不要・総合課税）の選択が可能であったものを見直し、所得税と個人住民税で課税方式を一致させることになりました（令和6年度分個人住民税から適用）。

### <住宅借入金等特別税額控除の延長及び見直し>

令和4年分以降の所得税において住宅借入金等特別控除の適用がある方（令和7年までの入居に限る）のうち控除の残額がある場合、翌年度分の個人住民税において所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で減額することにしました。